

平成29年6月15日

平川市告示第70号

## 平川市ふるさと納税推進事業実施要綱

平川市ふるさと特産品協賛事業実施要綱（平成26年平川市告示第148号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 ふるさと納税制度による本市への寄附促進と地元特産品等のPRや販売促進等との相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた市外に居住する方（以下「寄附者」という。）へ贈呈する記念品等（以下「ふるさと納税特産品」という。）の提供を行う。

（応募要件）

第2条 ふるさと納税特産品協賛事業者（以下「協賛事業者」という。）は、次に掲げる条件のいずれにも適合すること。また、市が協賛事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないものとする。

- （1） 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを有する法人や個人事業主。
- （2） 市税等の滞納がないこと。
- （3） 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（ふるさと納税特産品の要件）

第3条 ふるさと納税特産品は、次に掲げる要件をいずれも満たすものに限る。

- （1） 「ひらかわ推奨品」等、平川市の魅力を伝えられるものや市のPRにつながるもので、市内で栽培、製造、加工、販売、サービスの提供等がなされていること。
- （2） 郵送に耐えうるものであること。
- （3） ふるさと納税特産品の発送については協賛事業者が行うこととし、市または市がふるさと納税に係る業務委託契約をしている業者（以下「委託業者」という。）からの依頼後、速やかに発送すること。また、飲食物の場合は、原則寄附者に到着後4日以上消費期限が保証されていること。
- （4） 季節限定のものでも構わないが、数量的に安定供給が見込めるものであること。

と。

(寄附金額の設定とふるさと納税特産品の価格)

第4条 寄附金額は、ふるさと納税特産品の価格、送料等、寄附金の募集に要した費用が寄附金額の5割以下となるよう、市で別途設定するものとする。

2 ふるさと納税特産品の価格は寄附金額の3割以下とする。

(協賛事業者の受付)

第5条 協賛事業者は、随時受け付けるものとする。

(申込方法)

第6条 ふるさと納税特産品協賛希望事業者は、平川市ふるさと納税特産品協賛事業参加申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めた書類は省略することができる。

(1) 会社概要(パンフレット等でも可)

(2) ふるさと納税特産品の画像データ

2 市長は協賛事業参加の申し込みがあった場合において、その内容を審査し、当該申込者の参加の可否を決定し、平川市ふるさと納税特産品協賛事業者決定通知書(様式第2号)により通知する。

3 決定した協賛事業者は、委託業者と協議し、委託業者が運営するポータルサイトへふるさと納税特産品を掲載する。

(送付及び請求)

第7条 市または委託業者は、寄附者からふるさと納税特産品の申し込みがあったときは、協賛事業者に通知するものとする。通知を受けた協賛事業者は、速やかにふるさと納税特産品を寄附者に送付するものとする。

2 協賛事業者はふるさと納税特産品を送付したときは、市または委託事業者に対し、ふるさと納税特産品の送付に要した費用を請求するものとする。

3 市または委託事業者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、速やかに支払うものとする。

(個人情報保護)

第8条 協賛事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、平川市個人情報保護条例(平成18年平川市条例第14号)及び関係法令を遵守すること。

2 協賛事業者は、寄附者の個人情報をふるさと納税特産品の送付以外の目的に使用することができない。

3 協賛事業者は、当該年度終了後1年間はふるさと納税特産品の送付に係る関係書類を保管しておくものとする。

(ふるさと納税特産品の変更等)

第9条 協賛事業者はあらかじめ申し込みしたふるさと納税特産品の変更、追加、辞退、中止するときには、平川市ふるさと納税特産品変更等申出書(様式第3号)により、市へ届出すること。この場合において、既に市または委託事業者よりふるさと納税特産品の申し込みの通知があったものについては、協賛事業者において責任をもって送付すること。

2 市は、ふるさと納税特産品の変更、追加、辞退、中止等変更の可否を決定したときは、その結果を平川市ふるさと納税特産品変更等承認(不承認)通知書(様式第4号)により、協賛事業者へ通知しなければならない。

3 協賛事業者は、ふるさと納税特産品に関しての発送の遅延、品質及び送付過程等での事故等の問題が発生した場合には速やかに市または委託事業者へ報告すること。

4 協賛事業者は、ふるさと納税特産品の品質に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市及び委託事業者へ報告すること。また、品質等による保証やクレーム対応について、市及び委託事業者は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 市は、市ホームページにふるさと納税特産品の画像、内容、事業者名等を掲載することができる。

2 市が作成するふるさと納税パンフレット等にふるさと納税特産品の画像、内容、事業者名等を掲載することができる。

3 協賛事業者はふるさと納税特産品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封することができる。

第11条 この告示に定めるもののほか、平川市ふるさと納税特産品協賛事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月8日告示第133号)

この告示は、令和元年7月8日から施行し、令和元年6月1日から適用する。